水道水質管理の体系について

The Knights

水道法は、昭和 32 年 12 月 14 日に施行され、その目的は「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」とされ、水道法の管理下におかれる水道では、安全な水道水の供給が求められます。水道法の中では、水道水の備えるべき要件として、法第４条で「水質基準」を定めており、具体的には「水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)」において検査項目と基準値が示されています（詳しくは、ザ・ナイツレポート No.08003 をご参照下さい)。

また、水質基準とするには至らないが、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき物質（項目）については「水質管理目標設定項目」として、水質基準に係る検査に準じて水質管理を行なうものとされており、「水質基準に関する省令の　制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号)においてこれが定められています（詳しくは、ザ・ナイツレポート No.11010 をご参照下さい)。

その他、毒性評価が定まらない若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から、水質基準項目と水質管理目標設定項目には分類できない項目として「要検討項目」が定められています（「水道法第 4 条第 2 項の規定に基づき定められる水質基準の見直し等を行なうことについて（答申)」（平成 15 年 4 月 28 日厚科審第 5 号))。

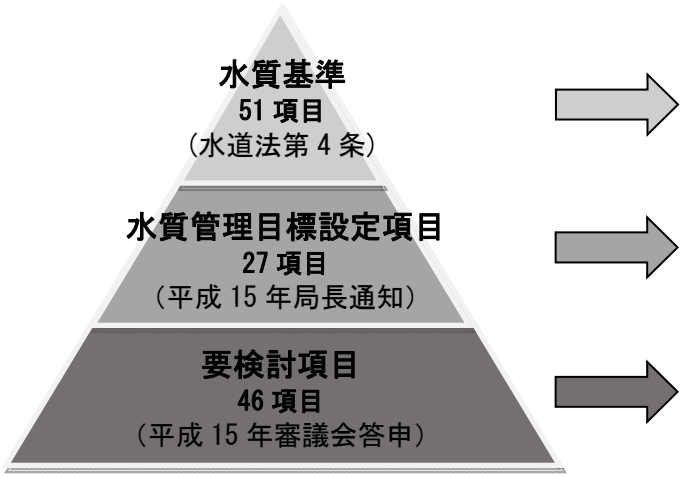

当社は水道法第 20 条の厚生労働大臣登録の水質検査機関です。その他、水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）と ISO/IEC17025（サンプリング及び水質基準全 51 項目）の認定も受けております。

詳しくは、当社　**分析担当者 貝森、野上（フリーダイヤル０１２０－０１－２５９０）**まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

■事業内容■
①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
③水道法第 20 条に基づく水質検査
④製品開発・品質管理に伴う化学分析
⑤アスベスト分析
⑥絶縁油中のPCB分析
⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

CERTIFIED ISO 9001　UKAS MANAGEMENT SYSTEMS 0001